財團法人勞働會大阪支所

擧ヲ以テ全組合員ノ爲メニ最モ必要ナリト認メタル事項ヲ決定シ之ヲ實行ニ移スヘキモノトス

一、組合ノ役員ハ組合員ノ中ヨリ選擧ス

其ノ任期ハ一箇年トス

但シ再選ヲ妨ケス

一、組合ハ事務所ヲ大阪市ニ置ク

一、組合ハ本部ノ外必要ノ地ニ支部ヲ置クコトヲ得

支部ノ設置ハ組合費不納ニ關スル事項ヲ除クノ外本部ニ準ス

一、組合ハ大會ヲ以テ最高ノ決議機關トス

大會ハ毎年一回之ヲ開ク

但シ臨時大會ハ必要ニ應シ之ヲ開クコトヲ得

一、大會ハ組合員ノ投票ニ依リ之ヲ招集ス

大會ハ組合員ノ半數以上出席スルニアラサレハ之ヲ開クコトヲ得ス

一、大會ハ委員長之ヲ召集ス

委員長事故アルトキハ副委員長之ヲ召集